

(陳受24第6号)

障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書提出に関する陳情

受理年月日

平成24年3月7日

陳情者

西久保  
東海林 未季

### 陳情の要旨

我が国では、平成18年4月、障害のある人も障害のない人とともに、地域で生活できるための仕組みを目指した「障害者自立支援法」が施行されました。しかし、法の施行直後から、新たに導入された応益負担制度を初め、さまざまな問題点が指摘されました。その後、政府は平成22年1月に、障害者自立支援法訴訟の71人の原告との間で、速やかに応益負担制度も廃止し遅くとも、平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合福祉法制を実現するとの基本合意を交わしました。

一方国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、すでに90カ国以上が批准を終えています。我が国では国内法が未整備のため、未だ批准できない状況にあります。

これらを解決するため、平成22年1月に内閣府における「障がい者制度改革推進本部（本部長：野田佳彦首相）の下に「障がい者制度改革推進会議」が設置され、その下に設けられた障害者、障害者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者55人からなる「総合福祉部会」による議論がなされてきました。そして、昨年8月30日には総合福祉部会より「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下、「骨格提言」という）が発表され「推進会議」により内閣府大臣に手交されるに至っています。

私は、この新たな障害者総合福祉法の制定が、武蔵野市の障害者施策と暮らしの向上等に不可欠であると考えます。骨格提言を踏まえた法案づくりをと願ってやみません。つきましては武蔵野市議会におかれまして「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づき、新たな「障害者総合福祉法」の制定を求める意見書を国へ提出するよう陳情いたします。